

鳥インフルエンザ関連 中央家保情報 No.100 (29年度-6)
平成29年12月12日

韓国の高病原性鳥インフルエンザの発生状況

国内では、島根県で死亡野鳥7羽(11月5日～11月12日回収)から、高病原性鳥インフルエンザウイルスH5N6亜型が確認されております。

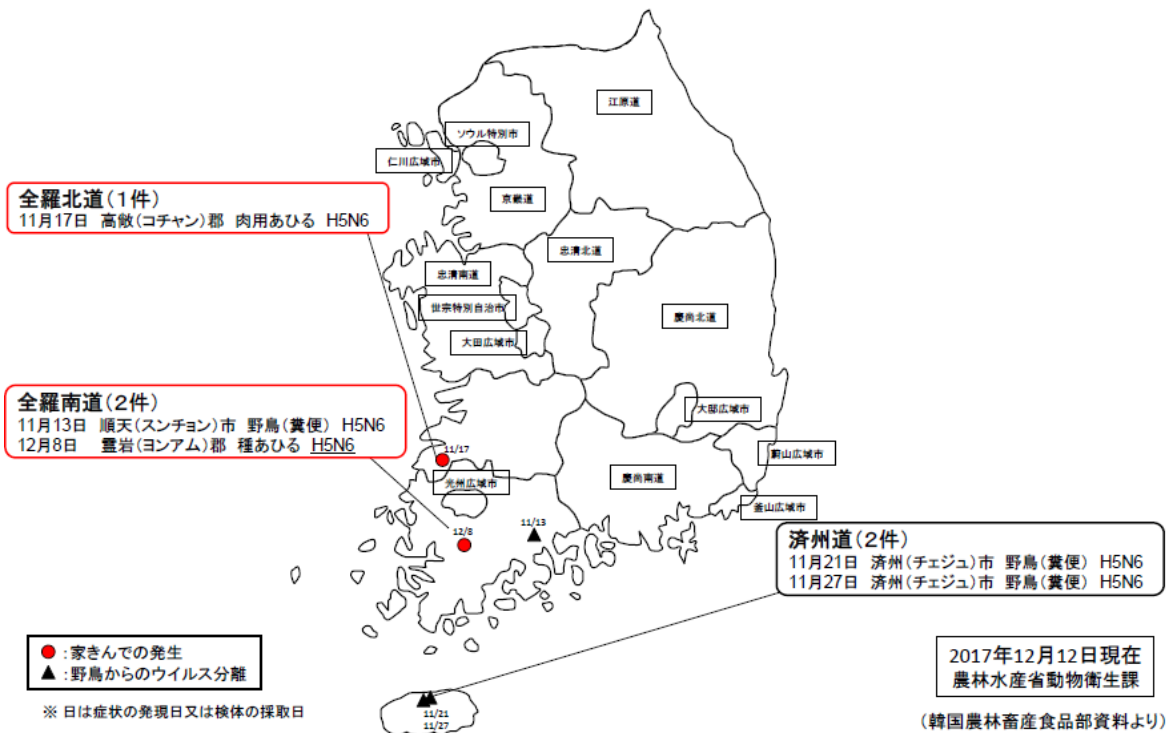
一方、韓国でも、H5N6亜型によるあひる農場での発生(直近では12月8日)や、野鳥糞便からのウイルス確認事例が発生しています。

発生リスクが高い時期ですので、飼養衛生管理基準の遵守、特に、下記事項の徹底をよろしくお願いします。

記

- 1 防鳥ネットの点検・補修、野生動物の侵入防止対策
- 2 農場および家きん舎出入口等における消毒
- 3 異常家きんの早期発見・早期通報

韓国における高病原性鳥インフルエンザの状況(2017年11月以降)



家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。

問い合わせ先；中央家畜保健衛生所 担当：山脇、森田、鬼塚

TEL：0957-25-1331 FAX：0957-25-1332

Eメール s34510@pref.nagasaki.lg.jp